

綱領・規約

ほとんどの労働組合は、「綱領・規約」といわれるものをもっています。「綱領」というのは、その労働組合が、どのような目的を持っていて、なんのために活動していくかを決めるもの、「規則」というのは、その労働組合が活動していく上での文字通り「規則」ですね。会社組織がもつ「定款」と同じようなものです。

労働組合の活動は、この「綱領・規約」にのっとってすすめられることとなります。

綱 領

1. この組合は、法律・会計・特許・司法書士事務所及びこれらに働く労働者の生活と権利、労働条件の改善、資質の向上及び相互の親睦と社会的地位向上のため活動する。
1. 組合にはいない仲間に組合に加入してもらうよう努力し、常に組織の拡大をはかり、団結を強めることをはかる。
1. 他の労働組合や民主団体と手をにぎり、全労働者の生活の向上と日本の独立と平和、民主主義を確保するために活動する。
1. 全世界の労働者と手を結び、国際連帯を強め、世界平和のためにたたかう。

規 約

第1章 総則

- 第1条 この労働組合は、全国労働組合総連合・全国一般労働組合東京地方本部・法律会計特許一般労働組合と呼ぶ。(略称、全労連・全国一般東京・法会労と言う。)
- 第2条 この組合は、法人とする。
- 第3条 この組合の本部は、東京都千代田区鍛冶町2丁目9番1号協和ビル4階におく。
- 第4条 この組合は、全国法律、会計、特許、司法書士事務所及びこれらに関連する職場で働く労働者をもって組織する。
但し、役員、雇入、解雇、昇進又は異動に関して直接の権限をもつ監督的地位にある労働者・使用者の労働関係についての計画と方針とに関する機密の事項に接し、そのために職務上の義務と責任とが当該労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接抵触する監督的地位にある労働者、その他使用者の利益を代表する者は除く。
- 第5条 この組合は、労働者の統一と団結により、労働者の経済的、社会的、政治

的地位の向上のため闘う。

2. 全国単一組織結成のため奮闘する。

第6条 この組合は、前条の目的を達成するため次のことを行なう。

1. 組合員の生活向上のために賃金の引上げや労働条件の改善に関すること
2. 労働者と労働組合の権利を確立するため闘う
3. 組合員相互の援助を活発に行ない、組合員の親睦と交流を計る
4. サークル活動の助勢、育成、労働者としての資質の向上等教育、文化、スポーツに関すること
5. 福利、厚生に関すること
6. 新しい組合員をたくさんふやすこと
7. 他の労働組合や民主団体と協力し、連帯を強化すること
8. 平和と民主主義の発展を妨げるものとは闘う
9. その他目的達成に必要なこと

第2章 組合員及び組合員の権利義務

第1節 組合員

第7条 第4条に該当し、綱領、規約を認めるものは、誰でも正当な加入手続を経て一定の組織に所属することにより組合員になることができる。

第8条 組合に加入しようとする者は、所定の申込書に加入金をそえて申込みこと。

第9条 組合員は、組合員のすべての問題に参加する権利及び均等取扱の権利を有する。

2. 組合員は、何時、いかなるときでも国籍、人種、信条、宗教、性別、社会的身分又は門地によって差別されない。
3. 組合員は、思想、信条、政党支持、政治活動の自由を有する。
4. 転勤、又は職を失っても組合員の資格は失われない。

第10条 組合から脱退しようとするものは、その理由を記載した脱退届を提出しなければならない。

組合員の資格は、脱退を執行委員会で承認したときから喪失する。この際、組合費、借入金等一切の債務を完済しなくてはならない。

第11条 組合費を正当な理由なくして3ヶ月分以上滞納した者は、組合を脱退したものと看做すことができる。

第2節 組合員の権利・義務

第12条 組合員は次の権利を有する。

1. 分会、大会に出席すること

2. 各種の役員を選挙する権利、選挙される権利
3. 役員をリコールする権利
4. 組合の方針や組合役員に対し、正規の組合の会議の席上で、建設的に批判する権利
5. 組合の運営に参加し、発言、発議する権利
6. 大会の開催を要求する権利
7. 代議員会の開催を要求する権利
8. 会議の傍聴を要求する権利
9. 会計簿、議事録を閲覧する権利
10. 提訴する権利
11. 懲罰に対し弁明する権利

第13条 組合員は第11条、第55条第3号に定める手続をへずしていかなる理由があろうともその資格を奪われない。

第14条 組合員は次の義務を負う。

1. 綱領、規約を守り、その実現のために努力すること。
2. 正しい手続をへた組合機関の決定に服し、その統制に従うこと。
3. 組合費を定期に納入すること。
4. 労働者階級の立場に立って、労働者の良心を守り、組合の社会的信頼を高めること。組合の決議や会議の内容等を警察や権力機関など組合の不利になるような立場にある者に洩らさないこと。

第3章 組織

第15条 この組合は次の組織をもつ。

1. 本部
2. ブロック協議会
3. 分会

第16条 本部は、役員で構成する。

第17条 この組合の基礎組織は、分会である。分会は、1事業所及び地域を単位として構成する。その他については、分会運営規則基準にて定める。

第18条 本組合の分会及び組合員間における相互援助と日常における地区共闘の促進、未組織労働者の組織化活動、地域の労働者の統一の実現を図る目的のため、ブロック協議会を設ける。ブロック協議会は、関係分会の分会長など分会役員をもって構成し、執行委員会の統制のもとに活動する。
但し、執行委員会の議決を経て、ブロック協議会を支部と称することが出来る。

第4章 機関

第1節 総則

第19条 この組合に次の機関をおく。

1. 大会
2. 代議員会
3. 執行委員会

第20条 各機関の定数は各々過半数とする。

2. 大会については委任状出席を認める。
但し、議決権はない。

第21条 各機関の議決は、出席構成員の過半数の同意で決す。可否同数の場合は、議長の決する処による。

第2節 大会

第22条 大会は、この組合の最高決議機関で全組合員をもって構成する。

第23条 大会は、毎年1回開くこととする。

2. 代議員会、執行委員会及び組合員の3分の1以上の請求があるときは、臨時大会を開かなくてはならない。
3. 大会の通知は議案とともに開催期日の30日以前に行なう。
但し、緊急の場合はこの限りではない。

第24条 議長は、構成員の中から選出する。

役員は、議長となることができないし、又議長を選出する議決権を有しない。

第25条 大会は次の権能をもつ。

1. 綱領、規約の改正
2. 運動方針の決定
3. 執行委員会の報告の審議
4. 予算を決定し、決算を承認すること
5. 役員の選出及びリコール
6. ストライキ権の確立
7. 懲罰の適用に関し、最終の審理、決定を行なう
8. 上部団体への加入、及び脱退に関すること
9. 職業的に資格ある会計監査人の委嘱
10. その他重要な事項

第26条 第21条の規定にかかわらず

1. 前条1号、5号、6号、7号の議決は、直接無記名投票によって行なう。
2. 前条1号、6号については、全組合員の過半数の同意を必要とする。
3. 前条7号、8号の議決は、出席構成員の3分の2以上の同意を要す。

第3節 代議員会

第27条 代議員会は、大会につぐ決議機関で、各分会より選出された代議員と本部役員をもって構成する。

2. 議長は、代議員の中から選出する。

第28条 代議員会は、本部役員を除く分会の構成員5名につき1名とし、その端数が3名以上の場合は1名を加える。又、本部役員を除く構成員が3名未満となる分会は、1名選出する。

2. 代議員の任期は、定期大会から定期大会までの間とする。
但し、代議員が事故ある時は、前1項の規定に従って代理を選出することができる。

3. 構成員の増減あるときは、第1項の規定に基づき直ちに調整する。

4. 分会の併合の場合は、併合後最初の分会会議において新に選出する。

第29条 代議員会は、年2回以上執行委員会の請求及び代議員の3分の1以上の請求により開催する。

第30条 代議員会は、次の権能を有す。

1. 大会より委任された事項
2. 規約についての疑義に関すること
3. 活動計画をたてること
4. 予算の補正
5. 各規則、規定の制定及び改正
6. 組合全体に組織的、財政的、政治的的重大な影響をおよぼす協定の締結及び争議権の発動と終結に関する件
7. 臨時組合費の徴収、借入金の承認
8. 組合員の処分に関すること
9. 特別委員会の設置
10. 専従役職員の決定及びその待遇の決定
11. その他重要事項を決めること

第4節 執行委員会

第31条 執行委員会は、執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長、財政部長及び執行委員をもって構成し、その会議は、必要に応じて開く。

第32条 執行委員会は、次の権能を有す。

1. 大会から大会までの、運動方針の指導と組合大会の決議及び組合業務の執行に関する一切の事項
2. 各種の原案を作ること及びその提案をなすこと
3. 労働協約の締結に関する事項
4. ブロック協議会、分会の設置、併合、廃止に関すること
5. 上部団体への役員の派遣、推せん
6. 緊急事項を処理すること

第33条 執行委員会は、この組合の業務を処理するため必要な専門部をおく。

第5章 役員

第34条 この組合に次の役員をおく。

1. 執行委員長 1名
2. 副執行委員長 若干名
3. 書記長 1名
4. 書記次長 若干名
5. 執行委員 若干名
6. 財政部長 1名
7. 財政監査委員 2名

第35条 役員の選挙に関する事項は、別に選挙管理規定を定める。

第36条 執行委員長は、次の権能をもつ。

1. 執行委員長は、組合を代表し、全ての業務を統括する。
2. 各機関の招集
但し、2号については、執行委員会に報告する。

第37条 副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長事故あるときは、その代行をつとめる。

第38条 書記長は、次の任務をもつ。

1. 書記長は、書記局の長として書記局を統括する。
2. 各種の記録及び帳簿の整理保管をなすこと。

第39条 書記次長は、書記長を補佐し、書記長事故あるときはその代行をつとめる。

第40条 執行委員は、組合の業務を執行し処理する。

1. ブロック協議会・分会の指導
2. 専門部長として専門部を指導する。

第41条 財政部長は、次の任務をもつ。

1. 財政部を統括すること
2. 財政部会を招集し、その議長となること

3. 組合財政の処理保管に関すること
 4. 財政についての通知を出すこと
- 第42条 財政監査委員は、年1回以上組合の会計及び資産状況を監査し、その適正なりや否やを大会へ報告する。
- 第43条 役員の任期は、定期大会から定期大会までの期間とし、再選を妨げない。
2. 欠員を生じた場合は、補欠選挙を行い、任期は、前任者の残任期間とする。
- 第44条 本組合に顧問を置くことができる。但し、顧問は、執行委員会の推薦により大会の承認を得るものとする。主な任務は、執行委員会への助言などとする。

第6章 財政部

- 第45条 この組合に財政部をおく。財政部は組合の財政に関する事務を処理し、部員をおくことができる。
- 第46条 財政部は、次の権能を有す。
1. 予算案、会計報告その他諸原案を作成し、執行委員会に提出すること
 2. 財政に関する緊急の処置を決めること
但し、この場合、後日大会又は、代議員会の承認をうけなくてはならない。
 3. 金銭の出納に関すること
 4. 分会財政の指導助言に関すること
- 第47条 第45条に定める財政部員は、代議員会の任命による。

第7章 会計

- 第48条 1ヶ月の組合費は、月収の2パーセントとする。
但し、有期雇用契約、派遣契約等で働く組合員並びに60歳以上の組合員については、月収の1%とする。
2. 加入金は、500円とする。
 3. 組合費は、加入申込月の翌月分より納入を開始し、脱退届を提出した月、又は資格を喪失した月まで納入しなければならない。
 4. 毎月の組合費は、その月の月末までに納入しなければならない。
- 第49条 前条の規定にかかわらず、失職、休職等により収入を失う事情のある場合は、組合費は月額500円とする。
2. その他、生活の困難等の事情のある場合は、執行委員会の承認により前述の事情が生じたときより減額又は免除をすることができる。
 3. 但し、原因消滅により前2項の減免は消滅する。

- 第50条 納入した組合費は、いかなる理由があろうとも返還しない。
- 第51条 この組合の会計は、加入金、組合費、臨時組合費、事業収入、及び寄付金をもって運営する。寄付をうけた場合は、執行委員会の承認を得なくてはならない。
- 第52条 すべての財源及び使途、主要な寄付者の氏名、並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人並びに財政監査委員による正確であることの証明書とともに、少なくとも毎年1回組合に公表すると共に、財政部長は、大会に報告しなければならない。
- 第53条 財政の納入並びに支出に関する事項は、別に財政基準を定める。

第8章 労働協約

- 第54条 労働協約は、その適用される組合員の過半数が賛同した場合に締結することができる。
- 第55条 労働協約は、執行委員会の委任により、執行委員長が労働協約書に署名・捺印する。但し、30条6号に該当する場合は、代議員会の委任により、執行委員長が署名・捺印する。
2. 執行委員会は、予め執行委員長以外の者を指名し労働協約書に署名・捺印させることができる。
 3. 執行委員会は、緊急の場合に権限のない者の署名・捺印した労働協約を追認することができる。

第9章 賞罰

- 第56条 この組合の発展に貢献し、功労あった者は、大会の賛同を得て表彰する。
- 第57条 組合員がこの組合の綱領、規約に著しく違反し組合に不利益を及ぼした場合、次の懲罰をうける。
1. 警告
 2. 権利停止
 3. 除名
- 第58条 役員が組合の名誉を傷つけ、又は前条に該当する行為があった場合は、前条第1号に加えて次の懲罰をうける。
1. 諸会議への一定期間の出席停止
 2. 解任
- 第59条 第57条、第58条の適用にあたっては、確実な証拠をそろえ、慎重な調

査及び審議に基づいてなされなければならない。

第10章 附則

第60条 組合の綱領、規約に賛同し、援助、協力を申出たものは、名誉組合員とすることができる。名誉組合員は議決権を有しない。

2. 名誉組合員は、大会の承認を要す。

第61条 この規約は1960年9月17日より施行する。

1962年 9月29日 改正

1966年 6月19日 改正 (支部、分会の確立、綱領改正)

1966年11月30日 改正 (組合費値上げ)

1967年10月10日 一部改正 (名称変更)

1968年10月 6日 一部改正

1969年11月 7日 改正

1970年 9月26日 一部改正 (大会への委任状)

1973年10月 7日 一部改正 (協議会設置)

1975年 2月23日 一部改正 (名称変更)

1975年 9月21日 一部改正

1979年10月21日 一部改正

1983年10月 2日 一部改正

1990年10月 7日 一部改正 (名称変更)

1991年10月 6日 一部改正 (ブロック、支部)

1992年10月 4日 一部改正 (顧問)

2000年10月 1日 一部改正 (代議員会定数基礎数他)

2006年10月 1日 一部改正 (法人化、会計他)

2007年 9月30日 一部改正 (組合所在地)

2016年10月 2日 一部改正 (執行委員会の権能、労働協約)